

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(3) 再資源化などの推進

- ③ 県内の優れたリサイクル製品の認定及び利用促進
- ④ 廃棄物の発生抑制や再生利用など、環境配慮型経営を進める事業者への支援

(1) 事業目的

循環資源の有効利用、リサイクル製品の普及・利用促進による、循環型社会の形成。

(2) 取組状況

① しまねグリーン製品の認定及び利用促進

循環資源※1の利用促進により、廃棄物の発生抑制・再資源化を推進するため、県の定めた認定基準を満たしたリサイクル製品を、しまねグリーン製品+(プラス)※2として認定しました。

(認定製品数：24社 111製品)

また、しまねグリーン製品の普及・利用促進を図るため、下記の支援等を行いました。

ア 展示会に係る出展費用の補助(しまねグリーン製品認定事業者向け)

イ 県、市町村の公共工事での利用に係る補助(県、市町村向け)

ウ パンフレット作成及び業界紙等での広報等(しまねグリーン製品認定事業者向け)

(3) 参考情報

しまねグリーン製品に関するホームページ

<https://green.shima-eco.net/>

《用語解説》

※1 循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等(無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの)のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、循環資源は「廃棄物等」と同等であるといえます。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を推進するために考案された概念です。

※2 しまねグリーン製品・しまねグリーン製品+(プラス)

循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため「しまねグリーン製品認定制度」で認定された製品。

循環資源の再資源化を推し進め、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に環境に配慮した県産品を育成しています。

令和3年度より、脱炭素化への寄与を認定基準に加えた「しまねグリーン製品+(プラス)」として認定を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379